

## 平成22年 教育委員会第12回定例会 会議録

日時 平成22年7月13日(火) 午後2時30分～午後3時53分  
場所 麹町小学校 教育相談室

### 議事日程

#### 第 1 議案

##### 【子ども総務課】

- (1) 『議案第28号』千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正

#### 第 2 報告

##### 【子ども支援課】

- (1) 幼児教育のあり方検討会 - 中間のまとめ - 【秘密会】

##### 【学務課】

- (1) 平成23年度 学級編制 【秘密会】

##### 【指導課】

- (1) 教科書展示会報告  
(2) 事件・事故報告 【秘密会】

##### 【参事(子ども健康担当)】

- (1) 5歳児健診研修会

#### 第 3 その他

### 出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

### 出席職員 (9名)

子ども・教育部長	立川 資久
次世代育成担当部長	保科 彰吾
参事(子ども健康担当)	清古 愛弓
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	眞家 文夫
児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫
学務課長	門口 昌史
指導課長	坂 光司

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 それでは、開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することといたしますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは、ただいまから平成22年教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の欠席はございません。

今回の署名委員は、古川委員にお願いをいたします。

それでは、本日の議事日程はお配りをしてあるとおりですが、第2、報告のうち、子ども支援課、（1）「幼児教育のあり方検討会 - 中間のまとめ - 」及び学務課、（1）平成23年度学級編制及び指導課の（2）事件・事故報告につきましては、政策形成過程及び個人情報が含まれているため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づきまして、非公開にしたいと思います。

その可否を求めます。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

市川委員長 全員賛成でございますので、ただいま申し上げたように取り計らわせていただきます。

ただいまの3件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第1 議案

子ども総務課

- （1）『議案第28号』千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正

市川委員長 それでは、日程第1、議案に入ります。

議案第28号、千代田区立九段中等教育学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正について、子ども総務課長から説明してください。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課から説明いたします。

この案件につきましては、前日も協議をいただいたところでございます。その後に変更はございません。

内容としましては、九段中等教育学校の後期課程において、3年を超えて在籍する場合には、その分の授業料を徴収させていただくのを原則とする

と。しかしながら、やむを得ない事情がございましたら、その場合は考慮を  
すると。要するに授業料を徴収しないケースもあるということの中身でござ  
います。

以上でございます。

市川委員長 主な中身については、前回報告を受けたことと変わりがないということで  
ございます。

何か、そのほかでも結構でございますが、本件に関して質問がございまし  
たら、ご発言を願いたいと思います。どうぞ。

中川委員 第10条に、「教育長は、品行方正かつ学力優秀で、他の生徒の模範となる  
者を特待生とし」という文言があるんですけど、入った由来というのをちょ  
っと教えていただきたい。特待生というのは、今まで存在していたのです  
か。

次世代育成担当部長 私が言うのも変ですが、中等教育学校が発足する当初、こういう制度をつ  
くりたいということで、当時の所管課長から財政課のほうに協議があって、  
確か1学年4人から5人ぐらい該当しているはずです。その後、人数は変わ  
っているかもしれません。特待生という形で授業料免除という扱いの予算措  
置をした記憶があります。発足当初だから、平成17年当初から制度としてあ  
ります。

学務課長 そうすると、当初そういう形で学校側から特待生制度を。

次世代育成担当部長 学校側というか、当時はまだ学校ができていまして、準備室で賀沢元  
校長がいらしゃったころ、その時の所管課長と財政課のほうで協議をした  
という記憶があります。

学務課長 現在どのぐらいいるかは、ちょっと確認はとれておりません。今現在で免  
除になっている特待生がどれだけいるかは、不明ですけれども。

次世代育成担当部長 確か、1クラス、四、五人だったような記憶があるんですけど。

中川委員 そんなにいますか。

子ども施設課長 1学年。

次世代育成担当部長 はい。1学年。要するに余り人数を増やしてしまうと、そもそも特待生の  
意味がなくなってしまうだろうということで、人数の部分についていろいろ  
議論をしたという記憶があります。

中川委員 特待生の名前は公開するのですか。

市川委員長 実際に、これは行われていたんですよね。

中川委員 できたときから特待生制度があったということですか。

市川委員長 そうですね。

開学して初めてという、当初からではなかったと思うんですね、たしか。  
途中からじゃなかったかね。当初からだったかね。

次世代育成担当部長 はい。

市川委員長 保科担当部長から説明したとおりなんです、実態は。それで、私が学校経  
営評議会の委員をやっていたときに、たしか諮られたことがあるんですよ。

中川委員 そうですか。

市川委員長 ええ。今年度はこの子にしたいというようなことをですね。ですから、それはずっと続いてたんじゃないでしょうか、授業料を免除するという  
こと。

子ども総務課長 ですので、そういう意味では、特待というその扱い、実益といいますが、授業料はそもそも不徴収で、3カ年の授業料は徴収しないということですので、そういう意味では、特待生になったからと云々のメリットはないわけ  
です。

市川委員長 それを今度はなくすわけですね。意味がないですからね。

子ども・教育部長 改正前が右側です。

中川委員 右側ということは、今回削除するわけですね。

子ども・教育部長 左が改正後です。

中川委員 わかりました。

市川委員長 正確なところを次回までに、確認してください。  
ほかにはよろしゅうございますかね。  
これ、同じようなことなんだけど、編入というのは、今現在、規則上は考  
えられるんだけど、編入、転入というのはないんでしょう。原則として6年  
やるわけだから。そういう条項がありましたね、これ。3条の転入学・編入  
学の場合の入学金という項目があって、これももし、正確に言って、転入・  
編入は認めないということであるならば、次回というか、この規則を変える  
ときに変える必要があるし、条例上そんなことはない。要するに、転入・  
編入も場合によっては認める場合があるんだというのであれば、この条項が  
生きることはあり得ると思うんだけど。今までずっと説明を聞いてきた  
段階では、転入は認めないということだったんで、その辺の条文整理を、今  
回、間に合えば。これはいつ施行でしたっけ。6月30日。

子ども総務課長 公布の日から施行するということで、決定を得てから施行ということで、  
まだ間に合うということです。

市川委員長 その辺の矛盾がなくなる、解決できるものであれば、条文整理を。

子ども総務課長 はい。合わせてさせていただきます。

中川委員 転入学できるようになるんですか。

市川委員長 いや、できないはずなんですよ。でも、そこにそう書いてあると。旧の規  
則にこういうふう書いてあるもんだから、それを改正するんだというこ  
とで、こういうことを書いたんだと思うんですけどもね。

古川委員 転入学はなかったのに、古いものを書いてあるから。

市川委員長 旧というか、現行のところでは第4条に、転学または退学 退学はもち  
ろんあるんですが、転学というのは認められていないのではなからうかと。  
どこから転入というのは。

指導課長 補足という形で申しわけないんですが、これを規定整備するときは、都立  
高校の例を参考につくっているかと思います。現行の都立高校の制度では、  
転・編入というのがあります。いわゆる転校で入ってくる。ところが、本  
校は中等教育学校ということで特別なカリキュラムを組んでいますので、カリ

キュラムから見た理論上では、転入というのはあり得ないケースなんですね。実際、補欠募集試験をして入れるということは、スタートしてからやっておりますので、カリキュラムのつくりから考えると、これはどちらかという、あり得ないケースになるかと思います。

市川委員長

だから、その辺のところをどうするのかね。疑問に思うよね。規則でそうなっていて、転入学する場合にはみたいなのがあると。ですから、そこら辺、整理できるものなら整理してくださいという要望です。

それでは、この議案第28号、今言ったことは改正できる時点で改正するという条件にして、本文、ただいまの案について賛成の方の挙手をとります。

(賛成者挙手)

市川委員長

それでは、全員賛成ということでございますので、案のとおりに決定したいと思います。

## 日程第2 報告

### 指導課

- (1) 教科書展示会報告
- 参事(子ども健康担当)
- (1) 5歳児健診研修会

市川委員長

それでは、次に日程第2の報告に入ります。

指導課の教科書展示会報告になるわけですかね。お願いします。

指導課長

お手元に配布させていただきました「教科書展示会について」という資料をごらんください。

教科書採択に関連いたしまして、過日ご案内させていただきましたが、6月8日から7月4日まで本区の千代田図書館対面朗読室において、教科書展示会を開催させていただきました。26日間、開催したところ、表の一番下の行になりますけれども、延べで52名の方に参観いただきました。

ただ、この数は受付票にお名前を書いていた数字でして、指導課の職員が適宜会場を見に行った際には、大体お一人、二人、いらっしやいましたので、もう少し、実際に来所いただいた方は多いかとは思いますが、ひとまず速報ということで集計をさせていただきました。

特徴としては、地域保護者の来場数ですけれども、昨年度、中学校の採択に比べては、注目される教科書も少なかったことからでしょうか、若干減少しております。

それから、教育委員会と、こういうふうなくくりになっておりますが、これは事務局あるいは区立の教育研究所のスタッフの合計でございますが、外部的には教員の8名と、地域・保護者の方など12名というところが数字でございます。

そして、参考資料ということで、アンケートをお寄せいただいたものにつ

いて、文面は全く手を加えず、まとめさせていただいております。後ほどごらんいただければと思いますが、このことは、今、調査研究委員会を立ち上げまして、教科書の採択に向けた研究を進めておりますけれども、その分析、それから、どういった教科書が千代田の子どもたちに適切かという判断材料の一つ、参考資料の一つとして、これも活用していきたいと思っておりますので、次回以降のご協議の中でまたご意見をいただければと思っておりますが、今日、事前に配布させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

市川委員長

それでは、何かご発言がありましたら、お願いをしたいと思います。

特によろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

よろしければ、次に移りたいと思います。

それでは、清古参事のほうから、よろしく説明をお願いします。

参事(子ども健康担当)

「発達障害の理解と支援のために」ということで、チラシが1枚ついておりますけれども、千代田保健所のほうで、今年の10月から5歳児健診を試行ということでやることになりまして、ちょうど5歳になったばかりのお子さんを、2カ月分をまとめて呼び出しをして、実施する形になります。

対象者の方には9月ごろ通知を出しまして、大体対象者は2カ月分で50名ぐらいの予定ですけれども、今度9月に引っ越しをしますので、新しい保健所のほうに来ていただくことになるんですけれども、その前に、保育園、幼稚園の先生方と、5歳児健診のことについて周知といいますか理解をしていただくということで、研修会をやることになりました。

8月5日に保健所で、都立小児総合医療センターの顧問の市川先生ですが、前に都立梅ヶ丘病院の院長先生でして、発達障害の方がたくさん通われている病院なんですけれども、この先生には乳幼児健診のあり方検討委員会の座長もやっていただいたということがありまして、勉強会を兼ねて研修会をやることになりましたので、一応ご報告をしたいと思います、お出しいたしました。

以上でございます。

市川委員長

報告は以上ですが、何かご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしゅうございますか。

(了 承)

### 日程第3 その他

市川委員長

それでは、その他の報告に移りたいと思います。

各課長から何か報告する事項はありますか。特にありませんか。

それでは、教育委員の先生方から何かございましょうか。ございません

か。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、先ほど日程の最後にいたしました子ども支援課の幼児教育のあり方検討会ほか2件、この議事に入りたいと思いますが、ここからは非公開でございますので、暫時休憩をして秘密会に入りたいと思います。

休憩 午後2時49分

再開

(以降、秘密会につき、非公開)

閉会